

第3回淡路市教育委員会	
日 時	令和6年3月22日（金）午後1時30分～
場 所	淡路市役所本庁舎2号館大会議室4、5
出席者	<p>教育長：山本哲也</p> <p>教育委員：巖千里、西川玉土、田中道代、岸本伸明</p> <p>教育部長：神林俊勝、上宮一之</p> <p>教育部付部長（スポーツ振興担当）兼スポーツ推進課長：片平吉昭</p> <p>教育部次長兼総務課長：岡山正道</p> <p>教育部次長（兼津名図書館長）：福榮一雅</p> <p>教育部社会教育課付課長（兼東浦図書館長）：済藤昌希</p> <p>教育部学校教育課長：吉岡幸広</p> <p>教育部社会教育課長：平本雅稔</p> <p>教育部学校教育課付課長（給食センター施設長）：佐伯秀二郎（欠席）</p> <p>学校教育課特命参事兼指導主事：谷健年、田渕一行</p>
<p>山本教育長</p> <p>淡路市教育委員会会議規則第7条第1項で【会議はこれを公開する】となっておりますが、同条ただし書及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書により、「出席者の3分の2以上の多数で議決したときは公開しないことができる」とあります。</p> <p>それでは、本日の議事について、公開又は非公開の決定を行います。</p> <p>本日の会議では、議案第8号 淡路市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱の件、議案第9号 淡路市スポーツ推進委員委嘱の件は、淡路市教育委員会会議規則第7条第1項第2号 附属機関委委員の委嘱又は任命に関する事件の規定により、非公開にすることが適切であると思われま。賛成の方は挙手願います。</p> <p>教育委員</p> <p>（ 挙 手 ）</p> <p>山本教育長</p> <p>賛成が出席委員の3分の2以上の多数と認め、非公開と決定します。</p> <p>先に公開案件を審議した後、非公開案件の審議を行います。</p>	

## 1. 開 会

岡山次長

ただ今から、令和6年第3回淡路市定例教育委員会を開催します。なお、本日の会議は、全委員に出席していただいておりますので、成立します。開会に当たり、山本教育長から挨拶を申し上げます

## 2. あいさつ

山本教育長

(教育長あいさつ)

## 3. 教育長月間活動報告

岡山次長

ありがとうございました。それでは、山本教育長から月間活動報告をお願いします。

山本教育長

(資料に基づいて説明)

岡山次長

教育長月間活動報告について何かご質問はございませんか。

教育委員

(特になし)

## 4. 会議録署名委員の指名について

岡山次長

それでは無いようですので、次に、本日の会議録署名委員の指名に移らせていただきます。本日の会議録署名委員には、巖委員、岸本委員をお願いいたします。

## 5. 前回会議録の承認について

岡山次長

次に、前回第2回の定例会の会議録につきましては、3月14日に送付しております。前もって目を通していただいていると思いますが、何か訂正なりご意見がありますでしょうか。

教育委員

(特になし)

岡山次長

無いようですので、署名については、巖委員、田中委員にそれぞれ後程お願いいたします。それでは、これからの議事については、山本教育長でお願いいたします。

## 6. 議事

山本教育長

ここで、あらかじめ申し上げます。委員並びに事務局職員の発言は挙手により、私から指名しますので、その後、発言をお願いします。それでは、報告第2号 淡路市いじめ問題調査委員会委員の委嘱の件について、事務局より提案説明してください。

吉岡課長

それでは、報告第2号「淡路市いじめ問題調査委員会委員委嘱の件」についてご説明させていただきます。2月の定例教育委員会において、任期満了に伴う淡路市いじめ問題調査委員を委嘱する議案承認を頂きましたが、その後において、欠員となっていた委員を新たに委員委嘱する必要が生じましたが、その任期の始期が迫っており、委員会を招集する時間的余裕がなかったため、淡路市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定により、議案書のとおり委員委嘱を臨時に代理したため、同規則第4条の規定により今回ご報告するものです。被委嘱者については、議案書をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

山本教育長

事務局からの説明が終わりました。ご質問はございませんか。

教育委員

(特になし)

山本教育長

無いようですので、採決に移ります。報告第2号「淡路市いじめ問題調査委員会委員の委嘱の件」について、提案のとおり承認する方は、挙手をお願いします。

教育委員

(全員挙手)

山本教育長

全員挙手です。よって原案のとおり承認されました。次に、議案第6号「淡路市マイクロバスの使用に関する規則の一部を改正する規則制定の件」について、事務局より提案説明してください。

岡山次長

それでは、議案第6号「淡路市マイクロバスの使用に関する規則の一部を改正する規則制定の件」について、ご説明させていただきます。

本市の所有するマイクロバスは、淡路市マイクロバスの使用に関する規則の規定に基づき、市の行事や市内の小中学校及び保育所等の行事等の送迎に使用しています。現在、北淡中学校の遠距離通学生徒のうち黒谷(五斗長に限る。)・生田・仁井・野島・常盤地区の生徒及び一宮中学校の遠距離通学生徒のうち山田地区の生徒を送迎するため、マイクロバスを使用していますが、平成21年4月から随時、急遽運転手の不足が生じた場合にも安定した通学送迎の実施ができるよう、当該地区以外の小・中学校の通学に係る送迎は、マイクロバスを使用せず、民間バス会社にスクールバス運行業務として委託しています。そのため、北淡中学校及び一宮中学校の遠距離通学生徒の送迎についても、児童・生徒の安心・安全を確保し、及び運転手の不足等の問題を解消する観点から、令和6年4月から完全に、運行実績のある民間バス会社に運行業務を委託します。

また、東浦サンパーク自然活用センターは、平成21年度から指定管理者制度により民間企業へ管理を委託していることから、利用者の送迎等に使用していないため、今回削除します。以上で説明を終わらせていただきます。

山本教育長

事務局からの説明が終わりました。ご質問はございませんか。

教育委員

(特になし)

山本教育長

無いようですので、採決に移ります。議案第6号「淡路市マイクロバスの使用に関する規則の一部を改正する規則制定の件」について、提案のとおり承認する方は、挙手をお願いします。

教育委員

(全員挙手)

山本教育長

全員挙手です。よって原案のとおり承認されました。次に、議案第7号「令和6年淡路市の教育方針の策定の件」について、事務局より提案説明してください。

岡山次長

それでは、議案第7号「令和6年淡路市の教育方針の策定の件」についてご説明させていただきます。この案件につきましては、淡路市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1号の規定により、教育委員会の決定を得るため上程するものでございます。それでは、学校教育課から順に説明をさせていただきます。

吉岡課長

学校教育課の主なものについて、ご説明させていただきます。20ページをご覧ください。予測困難な時代をたくましく、そして自分らしく生き抜く児童生徒の育成のため、中段よりやや下、4段落目に記載していますように、校長のリーダーシップのもと、チーム学校として全ての教員一人一人が目の前の子どもにしっかりと向き合うことができる環境づくりを行います。多様な専門支援スタッフを充実させ、多くの目で見守り、児童生徒の自立を支援いたします。24ページをご覧ください。12番、生徒指導体制の整備・充実として、昨年度に引き続き、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、心理・福祉の両面から児童生徒に寄り添います。

また、スクールロイヤーと連携することで、学校が法に基づいた対応を行えるようにいたします。さらに、全国的に増加する不登校児童生徒について、本市も同様の状況であります。現在、そのような児童生徒の教育支援のため淡路市青少年センターがございしますが、学校に来ることはできても、教室に入ることのできない児童生徒のため、学校内における新たな居場所づくりのため校内サポートルームを設置してまいります。

これは、兵庫県教育委員会が進める兵庫不登校プロジェクトに係る補助事業でございまして、市内全中学校と市内小学校2校に対し、計7名の不登校児童生徒支援員を配置するものであります。同じく、24ページ一番上、10子どもの安全を守る体制の充実として、学校・保護者・地域が一体となり、総がかりで児童生徒の成長を支えることができる仕組づくりを目指し、コミュニティスクールを推進します。令和6年度は、モデル校として北淡小学校において学校運営協議会がスタートいたします。また、令和7年度学校運営協議会設置を目指す新たな準備校について各校長に意向調査をしたところ、複数校より希望がございました。その中で、一宮小学校について、令和6年度を準備期間として研究を進め、令和7年度の設置を目指します。22ページにお戻りください。新型コロナウイルス感染症の第5類移行後の学校教育活動の活性化を目指し、本市が推進する学びイノベーション事業及びあいプロジェクトを2つの軸として次年度も研究推進いたします。教員の資質向上と児童生徒の学力向上を目指し、予測困難な未来をたくましく生き抜く対応力を備えた児童生徒の育成に取り組みます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

#### 平本課長

それでは、社会教育課所管分についてご説明させていただきます。社会教育におきましては、生涯を通した学びの充実と心豊かな人づくりを目標に、これまでの実績などから公民館や図書館をはじめ、あらゆる場所で多様な学びができる環境づくりを目指していきます。また、そこで学んだ成果を地域社会に還元し、地域の課題解決や子どもが心豊かに成長できるシステムづくりなど、活力ある地域づくりの推進につなげてまいりたいと考えています。これらを実現するため、社会教育の実践の場である公民館機能の強化に努めるとともに、図書館運営及びサービスの充実、市民の文化振興への参加、文化財の保存活用など様々な地域資源、施設を活用し、生涯学習の充実を図ります。

具体的な施策についてですが、まず、人権感覚に満ちた人づくりとして、市民が互いの人権を尊重し、支え合える地域社会を目指すために、様々な人

権課題に公民館活動をはじめ、社会教育活動等において、人権学習を推進します。

次に、青少年健全育成を市民ぐるみで推進するにつきましては、学校・家庭・地域社会が一体となって、未来を担う子どもたちの成長に係る教育活動の参画を得て、子どもたちの地域への愛着や誇りを育む取り組みを積極的に行っていきます。

次に、生涯学習の機会・環境を充実させるにつきましては、各拠点公民館においては現代社会の課題に対応した講座等の学習の機会を通して、社会参加や社会貢献活動に生かせる仕組みづくりと生きがいくりの場所となるよう、また、利用する際の利便性を高めるため、デジタル化を推進します。

次に、図書館機能を充実する項目としまして、地域情報の収集・保存・活用・発信を行い、地域活動の拠点となる図書館を目指してまいります。併せて、子どもに対する読書活動の充実も学校との連携も図り取り組んでまいります。

次に、芸術・文化活動を振興する項目としましては、市民の文化活動の拠点である文化施設の積極的な活用を図る事業推進を目指します。また、市民の主体的な文化活動を支援し、市民の活動意欲の高揚につながるような事業施策の展開を計画してまいります。

最後に、文化財を適切に保存、積極的に活用する項目としまして、文化財の保存と活用を着実に推進するために、淡路市文化財保存活用地域計画に基づき、歴史文化遺産を総合的・一体的に保存活用し、魅力ある地域づくりに努めます。以上、社会教育課からの説明を終わらせていただきます。

片平部長

それでは、スポーツ推進課分についてご説明させていただきます。スポーツ推進については、スポーツ活動を通じた健やかで心豊かな人づくり、いつまでもスポーツに親しむことができる環境整備をテーマに、重点目標として、スポーツ活動を振興することを掲げています。令和6年度においては、市民体育祭や全淡スポーツ大会等を開催し、スポーツ機会の充実を図り、スポーツ推進委員会を中心に、ニュースポーツの普及等にも取り組みます。

施設関係としては、各管理施設の計画的な改修や維持管理に努めます。

このほか、淡路国生みマラソン全国大会やスポーツフェスティバルの開催により、淡路市の魅力発信や交流人口の拡大を図ります。以上で、スポーツ推進課の説明を終わります。

山本教育長

事務局からの説明が終わりました。ご質問はございませんか。

西川委員

社会教育の中で、公民館施設のデジタル化が表現されていて、Wi-Fi 化を図ることで市民の利便性がどのように高まるのか、また、各地域の公民館とどのように連携を取っていくのか、具体的に教えて頂ければと思います。

平本課長

IT化について、まず、導入していなかったWi-Fiを設置し、インターネットなどを活用する中で公民館活動の利便性を図ることと、コンピュータ系の講座をやっていますが、Wi-Fiを使って調べ物など学習の幅がひろがるのでないかと考えます。

併せまして、各公民館は避難所にもなっていますので、避難所となった時の情報収集であるとか、また、図書室でもWi-Fiを活用した学習も可能で、施設利用者の利便性が高まっていくのではないかと考えます。

今後、公民館利用をするための施設予約、そういった部分も、例えば、電話での対応もデジタル化で施設予約が出来るとか、他市の状況等を見て、そういう部分も充実させて行けたらと考えています。

次に、公民館との連携ですが、各拠点を旧町ごとに設置しています。

そこには、地域に応じた公民館活動、従来からやっていた部分を出来るだけ活かす形の中で、それぞれの館長が地域のニーズに応じた講座を開設しています。

それぞれの公民館での取り組みであるとか、講座内容、課題を館長同士が話し合っ、地域間で情報共有し、連携を図っています。

岸本委員

学力定着度テストを具体的に詳しく教えていただきたいです。

田淵特命参事

小学校5年生の6月に国語と算数、そして生活の実態調査をしているものです。今までの学習が、適切に積み上げられているかの確認をするために行っているものです。序列化等を防ぐために、点数等の公表はしていません。

巖委員

あいプロジェクト、学びのイノベーションについての、これまでの成果と来

年度の対策などあれば教えてください。

#### 吉岡課長

あいプロジェクトにおいては、小学校の教員と中学校の教員が共同に義務教育9年間で育てたい子ども像を共有しながら、その学区の小中学校が一体となった教育活動を目指す意思統一ができたのが、一番大きいことかと思えます。それぞれの学校が工夫をして、参集しながら目の前の子どもたちの課題を見据えながら、生き生きとした活動が復活してきているというような姿が、各学校に見られると考えております。

学びのイノベーション事業ですが、全国的に教育のデジタルトランスフォーメーション化は進んでいます。その中でC B T（コンピューターベーステストティング）、いわゆる学力学習状況調査等も徐々に電子化で行う状況、全国的にはモデル校を設置し、その中で、子どもたちが学んだことをデジタル上に表して、記入する力を評価していただけるために、デジタル化が不可欠です。淡路市の子ども達がデジタルの使い方が乏しいがために、自分の力を発揮できないというような状態は避けたいと思っておりますので、まずは全員にデジタルスキルをしっかりと定着させ、一歩先の教育を実施していくことが重要かと考えております。以上です。

#### 岸本委員

淡路市P T A連合会を中心とした、とありますが、全国的にP T Aが解体されて新しい組織ができる等、いろいろな活動がありますが、淡路市でも新しいP T Aの活動はあるのでしょうか。そういうことをやっている学校、P T Aがあるのでしょうか。

#### 平本課長

P T Aの活動につきましては、従来、それぞれの小学校区、中学校区に保護者と先生方の組織で子ども達を見守る活動をやっています。それぞれの単位P T Aの連絡調整であるとか、自分のところでも実践ができるような活動を県であるとか、全国大会を通じて情報共有と提携を図っております。P T Aだけではなく、青少年健全育成事業であるとか、青少年問題協議会とかという部分の中でも、子どもの様子を話し合うというような形になっております。

そこでP T Aが活発にやっているのかという部分については、確かにP T Aの活動をしていく中で、校区が広がってきて、地域が希薄になっているような状態の中で、親子さん同士も、そういうふうなところでなかなか上手く

いってないような事例も見受けられますが、PTAの活動は、やはり必要な部分ですので、我々としては何とか組織が継続できるよう取り組んでいる状況です。

山本教育長

採決に移ります。議案第7号 令和6年淡路市の教育方針の策定の件について、提案のとおり承認する方は、挙手をお願いします。

教育委員

(全員挙手)

山本教育長

全員挙手です。よって原案のとおり承認されました。

それでは、これより非公開（審議）とします。

次に、議案第8号「淡路市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱の件」について、事務局より提案説明してください。

吉岡課長

(説明)

山本教育長

事務局からの説明が終わりました。ご質問はございませんか。

各委員

(質疑・意見交換)

山本教育長

採決に移ります。議案第8号「淡路市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱の件」について、提案のとおり承認する方は、挙手をお願いします。

教育委員

(全員挙手)

山本教育長

全員挙手です。よって原案のとおり承認されました。次に、議案第9号「淡路市スポーツ推進委員委嘱の件」について、事務局より提案説明してください。

さい。

片平部長

(説明)

山本教育長

事務局からの説明が終わりました。ご質問はございませんか。

各委員

(質疑・意見交換)

山本教育長

採決に移ります。議案第9号「淡路市スポーツ推進委員委嘱の件」について、提案のとおり承認する方は、挙手をお願いします。

教育委員

(全員挙手)

山本教育長

全員挙手です。よって原案のとおり承認されました。以上で予定しておりました議事については、終了いたしました。

## 7. 協議・報告事項

山本教育長

それでは、次に、協議・報告事項「資料No.1 淡路市学校運営協議会運営要綱の制定」について、事務局から説明してください。

吉岡課長

それでは、資料No.1「淡路市学校運営協議会運営要綱の制定」について、ご説明させていただきます。学校教育に対する要請が多様化・高度化する中で、学校が市民の期待に十分応えることができるよう、学校の管理運営の活性化を図る必要が生じています。そのため、本市においても、地域の住民、保護者等がより主体的に学校の運営に参画することを可能とすることにより、地域の住民、保護者等の意向に的確に対応した教育活動を実施し、信頼される学校づくりを進めるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第47条の5の規定に基づき、新たに学校運営協議会の設置を進めているところです。学校運営協議会の運営については、その目的を達成するため、学校運営の責任者である学校長が淡路市教育委員会と適切に連携し、円滑に事務執行を行う必要があります。そのため、学校運営協議会に関し必要な事項を定めた淡路市学校運営協議会規則第18条の規定に基づき、実務上の処理の方法等を規定するため、所要の措置を講じる必要があります。ついては、新たに本件要綱を制定します。施行期日は、令和6年4月1日からです。以上で説明を終わらせていただきます。

山本教育長

事務局からの報告が終わりました。ご質問はございませんか。

田中委員

申請書というのは、様式第1号だと、設置を希望する時期というのを記入。この時期より遡っていつまでに提出しなくてはならないかというのが一つ。また、様式第2号の設置する学校運営協議会の名称ですけれども、二つ以上の学校について一つの協議会をおく場合は、校長先生の名前を連名で出すのか、二通出すのか教えて下さい。

吉岡課長

現在、設置を進めているのは、モデル校ということで、そういった、手続も全て、このモデル校を進めながら設定しているところです。二つ目ですが、二つ以上の学校、例えば先進地区、もしくは導入済み学校を見ますと、小中連携した二つ以上の学校、小中連携した学校等がございます。当然、その学校には、校長が2人います。ですので、例えば拠点になる学校から提出していただくというのが一つでございます。それからその名称についても、何校何校という連名になるのが今のところは妥当であるかと考えております。

山本教育長

次に、資料No.2「淡路市学校保健会補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定」について、説明してください。

吉岡課長

それでは、資料No.2「淡路市学校保健会補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定」について、ご説明させていただきます。淡路市学校保健会補助

金交付要綱は、平成30年度から施行し、学校保健の向上発展を目指し、児童及び生徒の健康の増進並びに体位の向上を図ることを目的に、補助金の交付に関して必要な事項を定めています。この度、当該要綱に規定する、補助する期間の3年が令和6年3月31日をもって経過することから、淡路市補助金等交付規則及び淡路市補助金交付基準の規定に基づき、この補助金の交付の見直しを行うに当たり、補助金の効果、使途の適正、事業内容等を検証した結果、この事業については、引き続き健康管理、学校保健等に関する研修・研究活動に係る経費の一部を補助し、児童及び生徒の健康の増進等学校保健の向上を図る必要があるため、当該補助金の交付期間に関する事項について、所要の措置を講じる必要があります。ついては、本件改正要綱を制定します。施行期日は、令和6年4月1日からです。以上で説明を終わらせていただきます。

山本教育長

事務局からの説明が終わりました。ご質問はございませんか。

教育委員

(特になし)

山本教育長

無いようですので、次に、資料No.3「淡路市社会教育関係団体等補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定」について、説明してください。

平本課長

それでは、資料No.3「淡路市社会教育関係団体等補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定」についてご説明させていただきます。淡路市社会教育関係団体等補助金交付要綱は、別表の補助事業名の欄に掲げる事業に要する経費を補助するため、補助金の交付等に関し必要な事項を定めています。このたび、その補助期間である3年が令和6年3月31日をもって満了することから、淡路市補助金等交付規則及び淡路市補助金交付基準の規定に基づき、これらの補助金の交付の見直しを行うに当たり、補助金の効果、使途の適正、事業内容等を検証した結果、引き続きそれぞれの事業に要する経費を補助し、淡路市における社会教育の推進と文化の振興及び青少年の健全な育成を図るため、当該補助金に関する事項について、所要の措置を講じる必要があります。ついては、本件改正要綱を制定します。施行期日は、令和6年4月1日からです。以上で説明を終わらせていただきます。

山本教育長

事務局からの報告が終わりました。ご質問はございませんか。

教育委員

(特になし)

山本教育長

無いようですので、次に、資料No.4「淡路市スポーツ振興等関係団体補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定」について、説明してください。

片平部長

それでは、資料No.4「淡路市スポーツ振興等関係団体補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定」について、ご説明させていただきます。  
淡路市スポーツ振興等関係団体補助金交付要綱は、別表の補助事業名の欄に掲げる事業に要する経費を補助するため、補助金の交付等に関し必要な事項を定めています。

このたび、その補助期間である3年が令和6年3月31日をもって満了することから、淡路市補助金等交付規則及び淡路市補助金交付基準の規定に基づき、これらの補助金の交付の見直しを行うに当たり、補助金の効果、使途の適正、事業内容等を検証した結果、引き続きそれぞれの事業に要する経費を補助し、スポーツの振興及び活性化、スポーツ競技者の競技力の向上等を図るため、当該補助金に関する事項について、所要の措置を講じる必要があります。ついては、本件改正要綱を制定します。施行期日は、令和6年4月1日からです。以上で説明を終わらせていただきます。

山本教育長

事務局からの報告が終わりました。ご質問はございませんか。

西川委員

補助金交付要綱について、団体をその補助事業の対象とするか、しないのかという検討をするときに、団体数が少なくなったり、何か補助しにくくなるというようなことは、協議の中に出てきますか。

片平部長

補助をする対象団体の状況というところは、単年度で補助をしてございます

ので、それぞれの実績等を見ながら、補助金の適正な補助ができるかどうかといったところを精査しております。

ただ、現状で言いますと、スポーツクラブ21の活動が低調であります。その中で兵庫県と対応を協議いたしまして、今年度よりスポーツクラブ21の統廃合を行いまして、津名、一宮、北淡につきましては、スポーツクラブ21北淡・津名・一宮という大きな枠組みで今、活動を実施していただいています。それぞれご事情があろうかと思いますが、やはり活動が見えてこないといったところにつきましては適宜精査を行っていくという体制を取っています。

山本教育長

報告事項については、終了しました。

それではこれからの進行については、事務局の岡山次長で進めてください。

岡山次長

それでは、行事予定及び後援名義報告については、お配りしている資料のとおりです。この部分についてご質問はございませんか。

教育委員

(特になし)

岡山次長

それでは、次回委員会の開催日を決定したいと思います。事務局案といたしましては4月19日(金)午後1時30分から淡路市役所本庁舎2号館大会議室4・5でよろしくお願ひします。それでは閉会のことばを巖教育長職務代理者にお願ひいたします。

8. 閉 会

巖教育長職務代理者

(あいさつ)

岡山次長

本日は、誠にありがとうございました。